

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成27年5月28日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 牧 貞夫

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

LAQUE（ラクエ）四条烏丸ビル

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗 において小売業 を行う者の氏名 又は名称及び住 所並びに法人に あつては代表者	スタディー有限公司 代表取締役 柳 智巳 東京都練馬区練馬2丁目1-9  ほか4件	オペラポート株式会社 代表取締役 山下 貴弘 神戸市中央区江戸町101- 101  ほか6件

の氏名		
-----	--	--

(3) 変更年月日

平成26年3月1日 ほか届出書記載のとおり

3 届出年月日

平成27年5月14日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成27年5月28日(木)から同年9月28日(月)まで(京都市の休日  
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成27年9月28日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)